

へいせい ねん がつついたち  
平成28年4月1日から

# しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう 障害者差別解消法がスタートします！

※正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害のある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくる事を目指しています。



## ふとう さべつてきとりあつかい きんし ごうりてきはいりよ ていきょう 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供

●この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。  
そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

### ふとう さべつてきとりあつかい きんし 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。  
これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

### ごうりてきはいりよ ていきょう 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。  
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。  
これを「合理的配慮の提供」といいます。



<p>たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？</p>	<p>たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？</p>
<p>しょうがいしゃてちょう ひと しんたい 障害者手帳をもっている人のことだけではなく、身体 しょうがいしゃ ひと ちてきしょうがいしゃ ひと せいしんしょうがいしゃ 障害者のある人、知的障害者のある人、精神障害者 のある人（発達障害者のある人も含む。）、その他の心 ひと はったつしょうがいしゃ ひと ぶく た こころ や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中 からだ しょうがい ひと しょうがい しゃかい なか にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうどう 制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含 せいげん ひと たいしょう しょうがいじ ぶく まれます。）</p>	<p>じぎょうしゃ かいしゃ みせ おな 「事業者」とは、会社やお店など、同 じサービスなどをくりかえし継続する けいぞく 意思をもって行う人たちです。 いし おこな ひと ボランティア活動をするグループなど かつどう も「事業者」に入ります。 じぎょうしゃ はい</p>

ふとう さべつてきとりあつかい  
「不当な差別的取扱い」

しょうがい ひと たい せいどう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ  
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否す  
ることや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人  
ていきょう せいげん しょうがい ひと  
にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。  
じょうけん きんし  
せいどう りゆう はんだん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りかい える つと  
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努  
めることが大切です。  
たいせつ

ふとう さべつてきとりあつかい ぐたいれい  
＜不当な差別的取扱いの具体例＞



うけつけ たいおう きよひ  
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし かいじょしゃ しえんしゃ  
本人を無視して介助者や支援者、  
つ そ ひと はな  
付き添いの人だけに話しかける。



ほごしゃ かいじょしゃ いっしょ  
保護者や介助者が、一緒にい  
おみせ はい  
ないとお店に入れない。

## ごうりてきはいりよ 「合理的配慮」

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努める）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押しして店内を案内して欲しい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

## ごうりてきはいりよ ぐたいれい ＜合理的配慮の具体例＞



しょうがい ひと しょうがいとくせい  
障害のある人の障害特性に  
おう させき きめる  
応じて座席を決める。

しょうがい ひと じぶん か こ  
障害のある人から、「自分で書き込むこと  
は難しいので代わりに書いてほしい」と伝  
えられたとき、代わりに書くことに問題が  
ない書類の場合は、その人の意思を十分  
かくにん かに かに  
に確認しながら代わりに書く。







だんさ ばあい つか  
段差がある場合に、スロープなどを使  
ほじょ  
って補助する。

ごうりてきはいりよ じれい ないかくふ  
※合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

ごうりてきはいりよ  
合理的配慮サーチ

けんさく  
検索

クリック

## こまった 困ったときは・・・

しょうがい ひと ふとう さべつてきとりあつかい う ごうりてきはいりよ ていきょう  
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、  
こま ちいき みちか そうだん う つ まどぐち そうだん  
困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談してください。

### しょうがいしゃさべつかいしょう む そうだんまどぐち <障害者差別解消に向けた相談窓口>

つちうらしやくしよしょうがいふくしか ないせん  
○土浦市役所障害福祉課 Tel 029-826-1111 (内線2470)

FAX: 029-826-7118

つちうらしきかんそうだんしえん つちうらししゃかいふくしきょうぎかい  
○土浦市基幹相談支援センター(土浦市社会福祉協議会内) Tel 029-821-5995

FAX: 029-824-4118

※いずれも、受付時間 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分

いばらきけんしょうがいしゃさべつそうだんしつ いばらきけんそうごうふくしかいかん かい  
○茨城県障害者差別相談室(茨城県総合福祉会館2階) Tel: 029-246-6049

FAX: 029-246-6048

Eメールアドレス: s-sohdan@bz04.plala.or.jp

うけつけじかん げつよう きんよう しゆくじつ ねんまつねんし のぞ  
※受付時間 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9時～16時

## ちいき なか 地域の中のつながり

とどうふけん しちようそん しょうがいしゃさべつ かいしょう とりくみ おこな  
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、  
ちいき さまざま かんけいきかん しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい  
地域の様々な関係機関などにより「障害者差別解消支援地域協議会」をつくること  
ととされています。

しょうがいしゃさべつ かいしょう かんけいしゃ はな あ ば たが  
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、お互いに

かお み かんけい たが りかい  
「顔が見える」関係ができれば、お互いを理解しやすくなります。



ないかくふ いるよう  
<内閣府パンフレットより引用>